

# 東海能楽研究会年報

世阿弥作能時の『忠度』の  
【カケリ】をめぐつて(その2)

尾本 賴彦

昨年度の本会の年報に、世阿弥作能時の『忠度』に【カケリ】が存在しなかつたであろうとの推論を提示した。論拠としては、応永三十年までの世阿弥の軍体能6曲(『通盛』)『実盛』『頼政』『清経』『敦盛』『忠度』において、世阿弥の軍体能における【カケリ】(『通盛』)にあつた【カケリ】が『実盛』『頼政』『清経』(『敦盛』)で用いられていない)や修羅道の表現(『通盛』)のようには、「差し違え、共に修羅道の苦を受けける」と表現されるような戦闘場面はそれ以降には用いられない。また、『清経』は、飯塚恵理人氏説のように、登場する前にすでに成仏していく、方便としてキリで「修羅道」を妻に見せていくだけである。)の推移をみても、世阿弥が『申樂談儀』で「忠度上花歟」と言つてゐる幽玄能の理想に近づいた『忠度』に【カケリ】が似つかわしくないことをあげた。また、傍証として、江戸時代初期の能伝書(『少進能伝書』『七大夫仕舞付』『観世流仕舞付』)の記載によれば、江戸時代初期の上掛けと下掛けの能伝書の両方ともにおいて、『忠度』の【カケリ】

はあるのが定型ではなく、あつても場所が一定せず、また、なまくても良いとされていたことをあげた。

さて、その後、室町後期から江戸時代初期の能伝書の『宗節仕舞付』『童舞抄』『金春安照仕舞付』の記述にも、前回の推論を支持する傍証があることに気づいたので報告したい。

まず、天文(十五三三)頃の観世流の演出を伝える『宗節仕舞付』の『忠度』の【カケリ】はたらきが現行曲で用いられる箇所の記述についてみると、「舟にとりのつて海上にうかぶ」はたらきが現行曲で用いられる箇所にうちいでしに」と云時さきへあゆみより」とか、「行暮と云時はるかにミやり、「みぎはのかたにうちいでしに」と云時さきへあゆみより」とか、「行暮と云内よりちりく」とひやうしふミ ぶたいさきへ出て「花やこよひの」といひだし、「忠則とか、れたり」と云時名のりの書所をそと見、「さつまのかみにてますぞいたハしき」と云時、矢をすて、なきく下にゐる」となつていて、【カケリ】はたらきに関する記述はみられない。しかしながら、『宗節仕舞付』の『やしま』に、「矢たけびの音しんどうせり」といひてはたらく」と、現行曲で【カケリ】の部分に、「はたらく」と記述されているから、天文頃の観世流の『忠度』には

【カケリ・はたらき】はなかつたという傍証になるのではないかと思われる。

つぎに、慶長元年(一五九六)の年記のある『童舞抄』の『忠度』は、「海上にうかぶ」と云時正面を遙にみる。爰にて働くもする也」と【はたらき】を記述している。『童舞抄』の『通盛』は「うしろがみぞひかる」と云時、うしろを女のかたへなし、しさる仕舞あり。爰にはたらきあり」、同じく『八島』は「矢さけびのをと震動せり」と云時たつ。(爰にて働くもする也」と【はたらき】のあることが明記されているが、『忠度』の場合は、「働きもする」と、「もう入つていて、【はたらき】をしない場合も予想される表現であることが注目されるのである。

なお、『少進能伝書』の、「木の下陰ヲ宿とせバ」トイふてソトカラカケリモスル。又前ノ「ミなミニにてますぞいたハしき」と云時、矢をすて、なきく下にゐる」となつていて、【カケリ】はたらきに関する記述はみられない。しかしながら、『宗節仕舞付』の『やしま』に、「矢たけびの音しんどうせり」といひてはたらく」と、現行曲で【カケリ】の部分に、「はたらく」と記述されているから、天文頃の観世流の『忠度』には

【カケリ・はたらき】はなかつたという傍証になるのではないかと思われる。

つぎに、慶長十二年年記の『金春安照仕舞付』の『忠度』は、『海上にうかぶ』というところに

も、「行暮て木の下陰を宿とせば、花や今宵のあるじならまし」という歌詞になるのではないかと思われる。

ところにも、【カケリ】や【はたらき】の記述はないのである。

『金春安照仕舞付』の『通盛』や『八島』には、【カケリ】の記述があるから、『金春安照仕舞付』の『忠度』については、【カケリ】がある型は定型ではなかつたと考えてよいのではないだろうか。

以上、前回紹介した、【カケリ】があつても、なくともよいことが記述してある能伝書の『少進能伝書』『七大夫仕舞付』『観世流仕舞付』にくらべ、比較的古い能伝書であると思われる、『宗節仕舞付』『童舞抄』『金春安照仕舞付』の記述を新たに追加してみると、世阿弥時代の『忠度』には、【カケリ】がなかつたのではないかといつてはならない。このことから、世阿弥時代の『忠度』では、【カケリ】が新しく加えられたのは、下間少進の周辺からではないかといふことが推測されるのである。そして、『忠度』に【カケリ】の演出が新しく加えられたのは、下間少進の周辺からではないかといふことが推測されるのである。また、金春八郎安照が『忠度』で【カケリ】を演じなかつたことは、『金春安照仕舞付』の記述と『観世流仕舞付』の「海上に浮ぶ」ひらきて向ひみる。又八郎ハ樂やをミたる事もあり。かけりなし。又はたらく者もあり。」という記述からも推

測され、また、右の「はたらく者」の具体例としては、下間少進や北七太夫があげられると思われるのである。

### 慶長期の桑名の能楽

米田 真理

江戸時代の桑名藩（現三重県桑名市）は東海道五十三次の宿駅が置かれ、十二万石の城下町として栄えた。芸能関係の史料としては、雅楽に関する文献や、装束、樂器類が数多く残されている。これは、文政六年三月に白河藩から移封した松平定永が、寛政の改革で著名な松平定信の嫡子であり、その定信は雅楽に造詣が深かったからである。以後、幕末の藩士分限帳にも雅楽師が記載されるし、祭礼の際にも町人によって雅楽が奏されるなど、雅楽とは縁の深い土地柄である。

一方、能楽に関するまとまった資料、例えば能番組やお抱え能役者の存在は未だ知られていない。しかしながら、既に公刊された資料の中に記事を見出すことができる。その中から、「桑名市史 補編」（昭和三十年八月初版、同四十九年十二月再版）巻末に翻刻が掲載されている『慶長自記』を取り上げたい。

『慶長自記』は、船馬町に住して酒屋を営んだ太田忠右衛門吉清による私記で、主に米相場などについて

詳述されている。太田家は戦国時代に地侍として活躍し、江戸時代では町年寄をつとめた名家であった。同一人である本多忠勝の、嫡子忠政であつた。

その中で能楽関係の記事は同十七年と十八年の二年間だけに集中している。すべてを掲出すると次の通りである。（便宜上①～⑧の番号と句読点を付した）

- ① (慶長十七年) 三月八日、樋口甚右衛門・甚七殿、駿河へ下向、桑名ニテ駆御打。江口遊歴、一段アリ。
- ② (同) 六月四日、御城ニテ御能アリ。
- ③ (同) 七月十二日、長嶋ニテ御能アリ。
- ④ (同七月) 十九日・廿日、御城ニテ御能。
- ⑤ (同) 十二月十九日、藤堂和泉守殿、御越被成、御城ニテ能アリ。
- ⑥ (同十八年) 正月二日、御城ニテ御能アリ。
- ⑦ (同) 七月廿二日、御城ニテ御能。
- ⑧ (同) 七月廿一日、御城ニテ御能アリ。又三郎初メテ出テ、夕顔ヲ打ツ。諸人褒申候。

に、考察を進めていきたい。  
\* 桑名藩の歴史については「桑名市史」に依った。

### 続・因州侯(鳥取藩池田家)

保田 紹雲

### 旧咸能面に関する考察

能面の面裏には烙印や文字、隠しサインとも呼ばれる彫刻のしるしが、いろいろな情報が秘められているものが多い。

能面の面裏に朱漆（一部、黒漆書のものもある）の特徴のある筆太の文字で、享保あるいは元文年間の年月や作者名、調達先、本面（手本面）の所有者などが、記されている一群の面があるが、その一部には「旧因州侯藏橋岡久太郎所持」と金字で書かれたものがあり、この朱漆鉢から因州侯旧蔵の能面であることが橋岡所持の記載がなくても容易に判明する。

これまでに実見した面や、各種図録、資料などから因州侯旧蔵と判断される能面一五二面をPCエクセルで一覧表に整理した。（以後「一覧表」とよぶ）

大正八年六月に「因州池田侯爵家御藏品入札」が行われ、その売立目録には能面七九一面の面名称、作者名が掲載されており、これも、一覧表同様PCエクセルで整理した。

これにより、面名称や年月順、作者名や調査、出来、懸領、借分などの

面裏記載の特殊用語及び本面の所有者、売立番号との照合などの分類整理や解析が容易に行えるようになった。この能面を蒐集した藩主は第三代吉泰で、能面蒐集を始める前は能に明け暮れる日々を送っていたが、吉宗が將軍になつた享保年間になると、自ら能を舞うことは無くなり、また、能面の蒐集が始まっている。

その当時の藩の財政状況は最悪で、火災・水害・蝗災等の天災や幕府の手伝普請が相次いでいる中で、藩主は高価な能面蒐集を続けている。売立目録、一覧表を総合して解析すると

一、売立目録以外にも旧蔵面の存在することが判明した。（推計で売立目録以外の旧蔵面数は七四面。その結果、推計で旧蔵の総面数は八六五面）

桃山時代以前の面 三十面  
享保七年以前の物故者 二五〇面  
出自洞水、甫閑、庸久 三七九面  
享保八年以降と経歴不明 一二面  
作者名不明 一二〇面  
計 七九一面

庄倒的に多いのは大野出目家の洞水、甫閑で庸久も含む三人である。小面（五五面）が庄倒的に多く、喜多流が金春流であり、藩の資料から喜多七太夫に習っていたこと

が判明した。

一、喜多十太夫家（六世喜多七太夫成能が享保元年に没し、七世十太夫定能が相続した）の主な面を手本にして洞水や甫閑に直写させ、出来次第、納めさせていた。（推計で七四面）

一、橋岡久太郎は一三二面以上を所持したが、その後散逸したものも多い。

一、面裏記載は享保七年十月以後のものは月まで記されており、記載がこの時から始められたと推定出来る。

それ以前の年記には年のみで月の記載がなく、週つて記されたと推定した。

一、「打放し」の定義は出目満光が面袋に記した内容から「手本を参考にしてさらに工夫・創作を加えた面」が妥当であることを明らかにした。

一、年記の後に「出来」とあるものは、当時活躍中の面打の作品で、同一年月には一面のみが殆どで、複数のものは極少ないことから、制作直後に直ちに納入されたものと考えられる。

一、「伏見調」とあるのは、京都・伏見の因州藩伏見屋敷で藩主が参勤交代の時に求めたものであること明

らかにした。

一、年記の後に「調」とあるものは、物故作家及び多数の面を纏めて納めた時のものに付されたことを明らかにした。

一、大野出目家に伝えられた重宝である手本面や満猶の「極め」付の面が因州藩へ流出していることを明らかにした。

天海との関係が深い。家康主催の能楽に臨席することもしばしばだった。天海を、囃子でもてなしたのである。（①⑤⑦はいずれも、徳川家康の居城であつた駿府城への途上のエビソードである。）

①に見られる「樋口甚右衛門・同甚七殿」は、豊臣秀吉に厚遇され後日に葛野流に属した大鼓役者樋口久左衛門と関係のある者だろう。（近代四座役者目録）には久左衛門の養子として「樋口甚六」なる人物が見え、その口ぶりや、著者吉井喜之助、それに二人の師匠にあたる本願寺坊官の下間少進がシテを行なった活動をしていた花崎左京と浅井喜之助、それに二人の師匠にあたる本願寺坊官の下間少進がシテを行なった活動を行なっており、家人ながら玄人座役者目録）には久左衛門の養子として「樋口甚六」なる人物が見え、その口ぶりや、著者吉井喜之助、それに二人の師匠にあたる本願寺坊官の下間少進がシテを行なった活動を行なっており、家人ながら玄人所収「江戸初期能番組七種」による所収「江戸初期能番組七種」によるとめている（能之留帳）。翌年二月十六日には駿府の高虎邸にて演能が行なわれている（能楽研究）一八号（南光坊・慈眼大师）が桑名の仏眼院に一泊したときのものである。左京や眼院は、もともと桑名の總鎮守である三崎神社の神宮寺として繁榮して喜之助も、その腕前を披露したのではないかだろうか。

⑦は徳川家康の帰依を受けた天海（南光坊・慈眼大师）が桑名の仏眼院に一泊したときのものである。仏眼院は、もともと桑名の總鎮守である三崎神社の神宮寺として繁榮して喜之助も、その腕前を披露したのではないかだろうか。もともと、翌十九年十月には大阪の陣が起こり、藩主忠政も参陣したため、しばしこの整備を中断しなければならなかつたであろう。残念ながら、翌々元和二年に著者が没した「慶長自記」を引き継ぐような有効な史料を見出すことはできないが、今後は元和三年七月に本多氏が転封した姫路藩の史料も参考

を、参勤交代の年月と面裏年記が合致していることから突き止めた。（推計で一二一面）

一、「伏見調」の面の出所を推理しました。

一、「享保十八年九月調」の面は、庸久のお目見えに際して大野出目家から因州藩へ音物とされた能面と推定され、目玉として古作の春若作小應見を加え、大野出目家で所蔵していた面のうち、手本面として必要性の少ない面を整理して能面一揃としたことを明らかにした。（推計で五六面）

一、その他の時期に纏めて納入された面にも目玉面として古作の面が含まれていることを示唆した。

一、大野出目家の当主は能面の納入の他に面の鑑定など頻繁に出入りし、参勤交代には見送り出迎えた。

一、大野出目家に伝えられた重宝である手本面や満猶の「極め」付の面が因州藩へ流出していることを明らかにした。

- 3 -

一、他藩大名家の写面で「出来」は藩主吉泰が所望して届けられた写面であり、「調」は写しを所持していた出自家から入ったことを示唆した。

能楽の普及と「階級」

飯塚  
惠理人

にかけての能楽

明治時代から大正にかけての能楽界では、新しい扱い手の登場と新しい愛好者の獲得を目指したことは事実であろう。しかし明治・大正期の能楽界では、能楽師が相手を選んで教えていることも見のがしてはならない。芸者・役者に能を教えたものは破門する、女性を舞台にあげないなど、能楽の愛好者の範囲を限定する動きが明治維新から大正時代にかけて継続してあった。またこの現象は東京・関西・名古屋など、全国的に見られる。だが、なぜそのようなことが広範にあつたかについての考察は、従来されていない。

本稿では、この理由を、能楽師の側に、能を上流の人々の芸能と位置づけたいという意図があつたのではないかと考え、以下に述べてみたい。

大正元年に東京の囃子方が連帯して

は大正初期、既に「上流」階級者と  
限定し得ないことは、誰にも明らか  
であった。ただ、「中流以上」に制限  
した以上、能楽師にもそれらの愛好  
者を教える「品位」が要求された。  
そして「品位」に関わる問題をおこ  
した楽師には舞台に立たさないとい  
うような制裁が加えられた。たとえ  
ば、宗家觀世元滋の実父である片山  
九郎右衛門が妻と不和となり、片山  
家を退いて、觀世元義と改名したと  
き、その原因に他の女性との関係が  
噂された。これについて觀世元滋は  
「九郎右衛門とすれば迷惑なことです  
が、誤解にも嘘報にまかせよ、斯界の

氣を遣つてゐると言ふ。この記事の末尾には記事をまとめて吉田魯洋が「今後の元義氏は大に自重されん事を望むのである。」と述べており、元滋の処置を支持してゐる。大正初期、能樂師達は能樂の愛好者を「中流以上」の人々までに抑えようとしたし、それに害となると思われる行動を取る能樂師には制裁を加えた。しかしながら、この時点では「婦人」「中流以下」の流行は「婦人」「中流以下」にまで広がりが顕在化していた。そしてそこから新しい愛好者と担い手が育ちつつあつたのである。

注 1 「當然の要求」本間廣清「能楽画報」能楽通信社 第五卷第三号 大正元年一〇月一日発行  
注 2 「門閥を奈何」久米民之助「能楽画報」能楽通信社 第二卷第八号 大正二年七月一日発行  
注 3 「婦人と子供に」山階徳次郎「能楽画報」能楽通信社 第八卷第一四頁

注4「片山の問題」觀世元滋「能演  
日發行 四頁

補記　本稿は平成一六年度科学研究費補助金基盤研究（C）「東海地域能楽資料の収集と整理」（課題題号：一五五二〇一二四）による結果の一部となる。

鬼は外、福は内 の芸能由

本和

このほど東海能楽研究会で刊行された十周年記念論集中に、私は「能・狂言をめぐる芸能史的雑考」と題して日頃考えている試論を発表した。ほど実証性のない説まで臆面もなく披瀝したが、その中で書き漏らしがある。それが、「鬼は外、福は内」というキーワードで整理した本芸能史である。

「鬼は外」すなわち悪霊退散または鎮魂を意図して演奏されるものと「福は内」すなわち福神礼賛または招魂を意図して演奏されるものに分けられるという意味である。

たとえば、舞と踊りの違いもこの発想で説明できると、私は思つてゐる。周知のように、能は「舞う」と言い、歌舞伎の舞踊は「踊る」と云ふが、舞と踊りには根本的な違いがあると見てよい。

元来、歌舞伎は若い女性の性的魅力を表現する踊りから発している。そのため柔軟な腰の動きは重要であつたはず。直接的にはそれに起因する違ひであろう。

しかし、歌舞伎はその前に風流踊りや念佛踊りの前史を持つ。いわば、盆踊りのたぐいである。そのことを踏まえると、両者の本質的違ひはもつと明瞭になる。

舞は、旋回運動によつて神や精霊・靈魂を祝福したり慰めたり、それが遠くにある場合は招き寄せる意図を持つた身体表現と考えられる。刺激を避けた穏やかな動きは、慰めの意図であろう。扇の動きも招く表現のように見えなくもない。

一方、上下運動を含む踊りは、その刺激的な動きによつて鬼や惡霊を追い払つたり、死者の靈をあの世へ送る意思を表示しているように見える。足を踏んで両手を前に押し出すような盆踊りの所作は象徴的である。

と説いたのは折口信夫である。郡正勝はそれを受けて、水平運動と直運動の違いだと補足した。

確かに、水平にマワルからマイマワルの通り、垂直にオドリアガルかオドリナリの舞では、基本的に腰の位置は一定にしていて上下しない。しかし、歌舞伎舞踊の所作は腰が固定せず、上

図は「福は内」であり、踊りは「鬼は外」の意識であるという結論に至るのである。

実は、囃子に関しても、笛や琴のようなメロディー楽器と、太鼓のようなリズム楽器では、同様の相違が

其れで一日の能を何程で見られるしと云へば一人六十銭（一席三円）とへあればよい。其れで朝の八時から午後五時頃迄樂しまれる。場末の賓席ですら一夜三四時間で三四十銭は要る。實に比較にも何にもなつたるものぢやない。其芸は日本の最高であり、其見料は日本芸術の最低であると云ふ、最も奇怪な現象をば、今日本我が能樂の外に之を觀る事は出来まい。其れでも多くの人は怪しみもあるのである。」と述べる。本間は、「のような能樂の状態を述べた上、「飽く迄も能樂の品位を保つて行には、其れに従事する樂師一同を不平のない範囲内の報酬の下に働くせばならぬ。」と「能樂の品位」を保つために値上げ要求を認めるよう主張している。また久米民之助は大正時代の能樂界の問題を擧げる中で、「一つ憂ふ可き事がある。即ち謡や竹が、社会の中流以下に廣まりつゝあるの一事である。人によつては、これを以つて斯道の範囲が拡大されると云つて喜ぶかも知れぬが、私は三対の意見を有つて居る。中流以下の人が、斯道によつて思想が高尚になれば、誠に結構な事であるが、交上の道具にしたり、謡を玩弄にさしては、斯道の精神が全く没却されてしまう。斯うなつたら意義ある能樂は亡びて了ぶと同時に、品性の下の人々が多くなるから、上流の人達は共に之を学ぶを好まぬに至るであつた。現に各所の催能に行つて見てよ。

不行義な人が随分多くなつて居る様に思ふ<sup>(注2)</sup>」と述べている。「中流以下に流行することによつて、「品性の下つた人」が能楽に関わることを嫌う点で本間と共通する。また、山階徳次郎は、婦人・子供の謡曲・仕舞の稽古について、「日に月に能楽が隆盛になつてゆくに伴れて、男子ばかりでなく、御婦人方や年若き少年少女は、婦人や子供：殊に女の子供などが、謡を稽古したり、舞をならつたりすることは、決して喜ぶべきことではない」と云つてゐる人もあるが、私は強ちさうばかりは云へながらうと思ふ。それとも裏店住ひの賤いお内儀さんだとか、そこらの馬方のお内儀さんとか、子供だと云ふ連中のが、能楽に手を出して來ると云ふのでは、種々の方面から考へて、種々な故障が湧いて來るから、従つて謡をやつてはよくなないと、舞の稽古などをしても悪いとかも云はなければなるまいが、御婦人方やお子供達で斯道を嗜むといふ人は、多くは社会の中流以上の家庭にある方である。その方達にしても、何か弊害のない娯楽が一つなくては、人間としてよくない。その一つの娯楽に斯道を嗜むといふのだから、私は却つて可い事だらうと思ふ<sup>(注3)</sup>」と、社会において中流以上の子女であれば認めるという態度を取つてゐる。能楽の愛好者

このほど東海能楽研究会では  
『十周年記念論集』を刊行しました。  
収録論文は下記のとおりです。

- 『申楽談儀』第二十二条の「此座」再検 …尾本 頼彦  
元和年中の女能——海士・山姥から——…野崎 典子  
数寄者の時代……………飯塚恵理人  
——閑戸家と能楽との関わりを中心に——  
  
因州藩旧蔵能面に関する考察……………保田 紹雲  
健忘斎の能面鑑定をめぐる一考察……………米田 真理  
——彦根藩文章から——  
  
狂言〈ぬらぬら〉考……………田崎 未知  
『間狂言会訖』の翻刻と解題……………藤岡 道子  
能・狂言をめぐる芸能史的雑考……………林 和利

あると見てよい。前者が「福は内」で、後者が「鬼は外」の演奏意図であろう。死者の靈を招き寄せる靈媒の巫女が琴や梓弓をかき鳴らすことはよく知られている。もちろん弓は音階の違いを表現できないので、厳密にはメロディー楽器とは言えないが、それに通じる音色であろう。

また能の笛は死者の亡魂を引き出す意図で演奏されるが、鼓よりも先に吹き始める。すなわち招魂の表現であるが、「福は内」の意図に通うものである。また、鬼の姿で太鼓を打つ佐渡のオンドコ（鬼太鼓）はさらに象徴的である。

であろう。明らかに、太鼓は「鬼は外」の意識である。

そういう目で、我が国の芸能史を眺めてみると、神楽・舞楽・白拍子・曲舞・能・幸若舞は「福は内」の系列であり、田楽・風流踊り・念佛踊り・歌舞伎舞踊・日本舞踊は「鬼は外」の系列につながるジャンルであると整理することができる。

もちろん双方に太鼓や弦楽器が使用されていることからわかるように、峻別されるものではなく、それぞれの要素が入り交じっていることは言うまでもない。基本的因素がどちらであるか、というレベルの話である。

平成十六年度 活動報告  
例会  
平成十六年七月十七日 「第五回 伝統芸能上演会」(於 名古屋能楽堂)

開催  
ざわめく観客との対峙一世阿弥の「先聞後見」論をめぐって

平成十六年四月十日

米田 真理氏  
六月二十七日 大倉三忠師所蔵「御用留」(仮称)に見る尾張藩の能楽政策

栗花 光弥氏

米田 真理氏

九月五日 尾張藩と尾張名所図会

栗花 光弥氏  
飯塚恵理人氏

栗花 光弥氏  
飯塚恵理人氏  
続・因州侯(鳥取藩池田家)旧蔵能面に関する考察

十一月二十一日

保田 紹雲氏  
藤岡 道子氏  
ワキ方高安流仕舞付「問答集—舞容追賦」の紹介と考察

平成十七年一月三十日

保田 紹雲氏  
藤岡 道子氏  
『和泉流秘書』(県大本)の位置

三月二十八日

野崎 典子氏  
飯塚恵理人氏  
明治・大正期の名古屋能楽界

東海能楽研究会年報 第九号

二〇〇五年(平成十七)三月三十一日発行

代表者 篤 鉄一

幹事校 名古屋女子大学文学部 林研究室

〒468-8507 名古屋市天白区高宮町一三〇一

印刷者 印刷者 共生印刷株